

平成31年度（令和元年度）公立大学法人国際教養大学の業務運営に関する計画

I 教育研究に関する目標を達成するための措置

1 教育の充実

(1) 国際教養教育の充実

- ① これまでに実施した海外大学への視察・調査の結果を踏まえ、教育研究会議及びスーパーグローバル大学創成支援事業（※1）推進会議において、新カリキュラムの編成に向けた取組を一層進める。
- ② カリキュラム改革小委員会が中心となり、新カリキュラム具体案の取りまとめを進め、教育研究会議、大学経営会議における議論を踏まえつつ、体系的なカリキュラム編成を具現化する。
- ③ 授業やカリキュラムの改善に役立てるため、TOEFL®TESTやCLA+（※2）といった能力試験や教学調査（※3）を実施し、学修到達度の検証を行う。
- ④ 留学時修得単位に係る柔軟な認定制度の新カリキュラムへの引き継ぎを含め、カリキュラム小委員会が中心となり、体系的な科目構成を検討し、具現化する。
- ⑤ 理系の汎用的な学術基礎教育（※4）を充実するため、カリキュラム改革小委員会が中心となり、自然科学分野等の科目の強化を検討する。
- ⑥ 「マーケティングと数量分析」、「通貨、銀行と国際金融」など、国際通用性のあるマーケティングやファイナンス等の実践的なビジネス系科目を提供する。
- ⑦ 情報関連科目をより充実するほか、オンライン教材を用いた反転授業（※5）や、海外大学とのオンライン協働授業を実施するなど、ICT（※6）を活用した取組を進める。
- ⑧ より魅力的な日本研究科目を提供すべく、科目内容の見直しについて検討する。
- ⑨ 新たな領域等の設置、情報系や自然科学系の科目の充実について、より具体的な検討を進めるほか、学科再編に係る文部科学省への届出に向けた諸準備を行う。

(2) 留学生に対する教育の充実

- ① 留学生にプレースメントテスト（クラス分けテスト）を受験させ、そのレベルに応じた日本語科目を提供する。
- ② 日本研究科目及び東アジア関係科目を提供するとともに、海外大学との連携による課題解決型学習（PBL）（※7）科目におけるフィールドワークなどを通じて、留学生が日本や秋田への理解をより深める機会を提供する。
- ③ 地域の伝統文化・行事をはじめ、留学生が関心を示すようなイベント等の情報提供を、学内の掲示板や学生向け一斉メール等のツールを活用してタイムリーに行うことにより、留学生の参加機会を広げられるよう努める。なお、交流活動の周知のため、新たに広報動画を制作するほか、学生向け交流活動フェアを開催する。
- ④ 日本研究科目を提供するほか、海外提携校との連携のもと、日本研究科目などについてのパートナーズプログラム（※8）を引き続き開講するとともに、プログラムの発展的向上の可能性に係る協議の実施について検討を行う。なお、パートナーズプログラムについては、世界のトップレベル校の学生の参加を募り、プログラムの質の向上を図る。

(3) 専門職大学院教育の充実

① 英語教育実践領域

「英語教育実践法と実習」などの科目を通じて、教育実習を重視した実践的な教育及びリカレント教育（※9）を実施する。

② 日本語教育実践領域

新たに開講する「外国語としての日本語教育と教授法」の科目をはじめとした専門知識を身に付ける科目の提供のほか、国内外での教育実習を実施するなど、実践的な教育を実施する。

また、「日本語教育実践研究（海外教育実習）と修了論文」の科目を実施するため、引き続き国際交流基金の助成金に申請する。

③ 発信力実践領域

メディア及びコミュニケーションに関する知識を身に付けさせるとともに、インタビュー、交渉、ディベート、通訳などの技法を修得させるなど、実践的な教育を実施する。

また、専門職大学院認証評価（※10）の受審に伴い、引き続き必修科目や実習の在り方に関する検討を行い、新たなカリキュラムへの反映について可能性を探る。

2 多様な学生の確保

(1) 学生の確保

① 戦略的広報の展開

ア a オープンキャンパスを2回、高校教員向けキャンパス見学会を2回実施するほか、全国6都市において大学説明会を実施し、カリキュラムを始めとする本学の特長や求める学生像等を明確に発信する。また、大学ウェブサイト、パンフレット等の内容の更新・充実や各種広告の掲出を行うほか、テレビ、新聞、雑誌などの各種メディアを通じたパブリシティ活動に積極的に取り組むとともに、より体系的な教育課程の編成・実施にあたり、必要に応じ各種媒体を有効活用した広報活動の展開を検討する。

b 本学に関心を持つ県内外の高校生を対象に、本学の課題解決型学修を体験させる「グローバル・ワークショップ」を継続実施することで、本学の魅力を伝えるとともに、優秀な学生の確保を図る。

イ フェイスブック（Facebook）やユーチューブ（YouTube：動画共有サイト）と大学ウェブサイトを連動させるなどして、複合的・相乗的に情報発信する。また、新たに大学PR動画を制作し、ユーチューブにおいて公開するほか、SNS等を通じて、県内高校生の確保を意識したターゲティング広告を展開する。

ウ 全国6都市における本学の卒業生や在学生在が参加する大学説明会、在生による出身校での説明会等を継続実施する。また、民間団体が企画するキャンパス体験プログラム、進路相談会等の各種イベントを活用し、高校生・受験生に本学の魅力を伝える。

② 入試改革

ア 国の入試制度改革に先行して実施する新たな入試制度についてパンフレットやウェブサイト等で広く周知するとともに、オープンキャンパスや大学説明会の参加者には制度変更点等について分かりやすい説明を行う。

イ Web出願を継続実施する。

③ 県内出身入学者の拡大

ア グローバル・セミナー入試を継続実施する。また、県内高校生の入学者の増加を目的に、模擬授業や説明会の実施内容等について入学試験委員会において検討する。

イ 高校での出張授業等の実施のほか、スーパーグローバルハイスクール（SGH）（※11）が行う特別プログラムへの支援や、「大学コンソーシアムあきた」（※12）での高大連携授業の提供を通じて、高校1年生に対しても本学の特色・魅力を積極的に発信し、県内高校生の受験者及び入学者の増加を図る。

ウ 新たな入試制度の周知に合わせグローバル・セミナー（※13）や出張授業等についても広くPRするほか、SGHが行う特別プログラムへの支援や、「大学コンソーシアムあきた」による高大連携授業の提供などを通じて、県内高校生が本学の学修内容を体験できる機会を提供する。

エ 県内の全ての高校を訪問し、入試に関する情報提供や高校生の進路動向等の把握に努めるとともに、高校教員向けのキャンパス見学会を開催するなどの広報活動を行う。特に、本学への入学実績がある高校等については複数回訪問し、教員や高校生に本学の魅力を伝える。

オ 進路説明会、グローバル・セミナー、高校訪問等の機会を利用し、県内の高校生や高校教員に対して推薦入試等の特別選抜試験の方針を説明するほか、新たな入試制度の周知、志願者の増加を図る。また、昨年度から配置しているアドミッション・オフィサー（※14）が、高校との連携を推進し、学生募集活動を展開する。

カ 県内出身者を対象にした入学金の優遇措置及び「わか杉奨学金」を継続して実施する。

④ 社会人等学生の受け入れ

ア 企業からの派遣学生を受け入れるとともに、本学施設利用者や講演会参加者などに対して大学案内パンフレット等を積極的に配布することにより、科目等履修生（※15）及び聴講生（※16）制度を積極的に周知する。

イ ウェブサイト等を活用し、科目等履修生及び聴講生制度を積極的に周知する。

☆ 数値目標

- ・一般選抜試験倍率：5倍以上
- ・県内出身入学者数：学部入学定員の2割以上

(2) 留学生の確保

① 本学の国際的認知度の向上

ア 本学への交換留学、正規生入学及び短期留学プログラムへの参加を目指す海外の学生を主な対象と捉え、本学の特長や魅力を分かりやすく伝えられるよう英語版ウェブサイトなどの広報媒体の内容充実に努める。

- イ a 米国をはじめ、アジア、オセアニア、ヨーロッパの国際交流関係者が数多く参加する N A F S A (※17) 等の国際会議に本学教職員が参加し、ブースを出展するなどにより本学の取組を積極的に紹介するとともに、海外大学の国際交流・留学担当者との人的ネットワークを拡大・深化させる。
- b 本学の提携校や留学に関する情報をキャンパス内に掲示し、来学者や留学生に対し、本学の国際交流活動に関する情報を発信する。
また、留学生自身が学内で開催する留学フェアに参加するよう促し、本学の国際交流活動に関する情報発信へとつなげる。
- ② 既提携校との関係強化と提携校の戦略的拡大
 - ア a 国際会議等の国際交流イベントや提携校主催のスタッフトレーニングへの参加、提携校への訪問又は提携校からの来学などを通じ、提携校の関係者との情報交換を密接かつ継続的に行うことにより関係の強化を図る。
 - b 年2回の交換留学生の受け入れのほか、サマープログラム (※18) やパートナーズプログラムなどの短期留学プログラムを実施し、積極的に留学生を受け入れる。
 - c スーパーグローバル大学創成支援事業の取組における学生及び教職員の交流を通じて、既提携校との連携を強化する。
 - イ a 春・秋学期及び短期留学プログラムに非提携校枠を設け、提携校以外の学生であっても、日本語、日本学又はリベラルアーツに関心を持つ者から応募があれば、積極的に受け入れることとし、新規の提携校獲得の契機にする。
 - b 本学の教育目標、学生の学修ニーズに合致する、教育及び研究の質が高い大学を世界各地から選定し、情報収集・分析を行うとともに、国際交流イベント等へ参加するなどして、提携校候補大学と積極的に交流することで、新たに3大学以上との提携を図るほか、既提携校との協定継続に有効な取組等について検討する。
- ③ ア 日本研究科目及び東アジア関係科目を提供し、留学生の履修機会を確保する。
 - イ a 独立行政法人日本学生支援機構 (J A S S O) 等の外部団体による外国人留学生を対象とした奨学金枠獲得に引き続き努める。
 - b 本学にとって高い重要度を有する提携校に対し奨学金を優先的に配分することにより、同校からの学生派遣を奨励し、交流の活性化及び提携校との関係強化に努める。
- ④ 海外からの入学希望者のための外国人留学生入試 (4 月入学・ 9 月入学) を継続して実施する。

☆ 数値目標

・海外提携校数：197 大学

(3) 大学院生の確保

- ① 本学のウェブサイトや F a c e b o o k 、大学院のパンフレット等を通じた情報発信のほか、引き続き、大学院 P R ポスターを制作する。また、テレビ、新聞、雑誌などの各種メディアへのパブリシティ活動も積極的に・効果的に実施する。

- ② 教職員が中心となり、首都圏を含む全国6カ所で大学院説明会・個別相談会を実施するほか、教員が個別の大学を訪問し、個別相談等の広報活動を行う。
- ③ 県内英語教員に対する入学金免除制度、社会人学生の修学に配慮した土曜開講及び長期履修制度（※19）を実施する。
- ④ 本学学部生に対し、本学大学院についての学内説明会を実施する。

3 学生支援

(1) 学修の支援

- ① 図書館において、データベースを含め、本学の教育研究内容に密接に関連した図書及び資料を整備する。特に洋書の参考図書更新について検討を行う。また、専門的な調査研究活動に応えるため、図書館利用に関するワークショップ等を開催し、利用者への教育サービスを更に充実させる。更に、図書館内の配架分類方法を変更することで、利用者の一層の利便性向上を図る。
- ② 言語異文化学修センター（LDIC）（※20）の開館時間を原則9:00から26:00までとし、365日ほぼ常時利用できるようにするほか、英語その他の外国語の教材を拡充させるなどの自律学修環境の整備やTOEFL®TESTその他の英語能力試験の継続実施により、更なる英語運用能力の修得を支援する。また、多言語学習プログラムであるロゼッタストーン教材について、現在のインストール版からオンライン版に更新することで、学生がいつでもどこでも外国語を学べる自律学修サービスを提供する。
- ③ 学修達成センター（AAC）（※21）において、大学院生のティーチングアシスタント（TA）（※22）及び学部生のピアチューター（PT）（※23）を活用し、英語論文指導などにより英語能力の向上を図るほか、数学や統計学などの科目に関して実施する学生への個別学修支援の効果等について、学生及び教員に広く周知し、施設の利用促進を図る。
- ④ アカデミック・キャリア支援センター（ACSC）（※24）において、国内外の大学院へ進学した卒業生による体験発表会や本学の教員による大学院説明会等を実施するとともに、個別相談会を開催するなどして進学支援を行う。
- ⑤ 入学前教育として、特別選抜試験の合格者を対象にした「スタートナウセミナー」を実施するほか、グローバル・セミナー入試で合格した県内高校生に対しては、特に英語の学習法を中心とした入学前セミナーを実施する。
- ⑥ 学期ごとにテーマ別ハウス群（※25）の運営状況を検証し、学生が主体的に関心を持って取り組めるテーマの設定と学修内容の充実を図るとともに、ハウスの居住者数を確保するため、学生に対し十分な情報提供を行う。
また、新たにこまち寮にテーマ別ハウスを導入し、新入生の主体的な活動を支援する。

(2) 学生生活の支援

- ① 学生生活支援の充実
 - ア a 教職員間の連携を密にし、学生の心身の問題に対して迅速かつ適切に対応するとともに、保健室とカウンセリングルームによる相談受付、健康教育、心理教育、健康診断、インフルエンザ予防接種等の健康支援を引き続き行う。

- b 「ハラスメントの防止等に関するガイドライン」の周知を徹底するとともに、ハラスメント相談等のきめ細かな対応により、ハラスメントの防止、排除等に努める。
- イ a 授業料等の無償化制度の導入に伴う諸準備を着実に行うとともに、この新制度とこれまでの学内における検討内容との整合性がある新たな大学独自の奨学金制度を創設し、経済的に困難を抱える学生に配慮した経済支援を行う。
- b JASSO等の民間団体等が実施する奨学金の情報を広く収集し、速やかに学生へ提供するほか、奨学金採用率の向上に資する実践的サポートを行う。
- ウ アンケート調査の実施、学生と教職員から構成される学生生活委員会における意見交換等により、学生のニーズを的確に把握し、キャンパス環境等の改善につなげる。また、合わせてキャンパスの安全確保対策も講じる。
- エ 学生寮及び学生宿舎への入居希望を的確に把握するとともに、入退去管理を徹底することにより空室の発生を減らす。また、空室への対応策としては、期間限定の入居、短期プログラムの留学生の受け入れ等による効率的な運用を行う。
- オ a アンケート調査と、学生代表や学生会とのミーティング等の対面的コミュニケーションとを組み合わせ、できる限り多くの学生の声を機動的に吸い上げ、学生生活支援の質向上につなげる。
- b 学生生活委員会、学生寮会議、学生宿舎会議、学生満足度調査、帰国留学生満足度調査、RAとの定期ミーティング等を通じ、学生の意見や要望を広く吸い上げ適切な学生支援を行うとともに、支援体制の強化にもつなげる。

☆ 数値目標

- ・学生生活委員会の開催等 10回以上

② 課外活動支援の充実

- ア a 学生会、クラブ・サークル活動等の課外活動について、財政的な支援を行うほか、予算策定ルールを簡潔にし、また、より柔軟な活用ができるよう運用ルールの見直しを検討する。
- b 学生による大学や地域への貢献度の高い事業を推奨し、当該事業への財政的な支援を行うほか、関係団体等との連携を支援する。
- イ a 県内の各自治体や地域の団体等が企画・実施する地域貢献・国際交流活動等の情報を、学内掲示板や学生への一斉メール等のツールを有効活用して遅滞なく情報提供し、各種活動への学生の参加機会の拡大につながるよう努める。また、これまでの参加・協力の実績を踏まえ、様々な国際交流団体等が行う様々な事業や支援に関する情報についても、可能な限り情報収集し学生へ提供する。
- b 学生の国際会議等への参加を促進するため、本学独自の「アンバサダー奨励金」による経済的支援等を継続して行う。また、奨学金の支給対象を大学院生にも広げ、学会や国際会議への参加を支援する。

(3) キャリア支援

- ① 初年次から「キャリアデザイン」(※26)を必修科目として導入し、早期段階からのキャリアの理解と就業意識の向上を図る。また、2年次(EAP(※27)を早期に修了した者は、1年次冬セメスター)から選択科目の「インターンシップ」(※28)を実施するよう学生に奨励し、現実の社会情勢や具体的な職業についての考察を促す。
- ② 先端産業企業や本学と緊密な企業、同窓会組織、本学卒業生等に対してキャリア支援のための外部講師の派遣を依頼し、より具体的な職業イメージや勤労意識を学生に植え付ける。
- ③ 県内外の企業等をキャンパスに招いた企業説明会、留学前の学生に対するガイダンス、首都圏における学生向けの個別就職相談会等をできる限り多く開催する。
- ④ ACS Cにおいて、大学院への進学希望者に対して、本学を含めた国内外の大学院の情報を提供するなど、進学支援を行う。
- ⑤ 学内で行う合同企業説明会の一環として、県内企業説明会を実施するほか、県内企業へのインターンシップを促進するため、インターンシップ先を確保し、活動補助費を支給する。インターンシップを行う上で課題となっている大学から秋田駅等への交通アクセスの整備・改善を引き続き行政等に働きかける。また、キャリア開発センターが中心となり、2回の県内企業見学会を実施し、学生の県内企業へのより深い理解を促進することで、県内企業就職への一助とする。
- ⑥ 起業家や第一線で活躍している企業人を招いてのセミナー等を開催するなど、起業家精神の涵養に努める。

☆ 数値目標

- ・就職希望者に占める就職者の割合：100%

4 研究の充実

(1) 国際教養教育に資する研究の推進

- ① 教育向上にかかる研究の推進
 - ア 学内研究費の適切な配分や適正な支出等に留意し、教員が多様な研究活動を行えるよう支援する。
 - イ 引き続き学長裁量経費を確保し、研究、調査や学外専門家の有効活用等に使用する。
 - ウ 少子・高齢化や人口減少などわが国やアジア諸国でも今後急速に進行していく諸課題を、引き続きアジア地域研究連携機構(IASRC)(※29)が主要な研究テーマの一つとして取り上げ、調査・研究活動を推進していくとともに、本学における教育内容の向上にも反映されるよう努める。
 - エ 科学研究費に関する学内説明会や外部研究資金に関する情報提供を効率的に実施するほか、学外で開催される研修会に教職員を派遣するなどの取組のもと、教員による競争的資金や受託事業の獲得を支援し、研究内容の充実・拡充を図る。
 - オ 本学の紀要を大学ウェブサイト(日本語版、英語版双方)に引き続き掲出し、教員の研究内容や成果等を国内外に広く情報発信するほか、様々な機会を捉えて学内外に研究成果等を発表・公開できるような場を設けるよう努める。
- ② ファカルティ・ディベロップメント(FD)(※30)活動を、昨年度のフィード

バックを基に計画的に実施する。

(2) 学術交流の推進

- ① 本学の教員の研究成果の発信や他大学等の研究者との交流機会の創出を図るため、引き続き I A S R C が主体となり、国内外から研究者を招いたシンポジウムや研究会等を開催する。
- ② 提携校をはじめとした海外大学との協働による P B L の開講、海外大学への本学教員の派遣、海外大学や国際機関からの本学教員の招聘などにより、学術交流及び共同研究を推進する。

II 地域貢献に関する目標を達成するための措置

1 学校教育への支援

(1) 児童生徒の英語コミュニケーション能力養成等への支援

- ① 連携協定を締結している県内自治体や各教育委員会等からの要請なども踏まえ、小・中・高校における英語の授業や英語による各種活動に本学の留学生や教員を派遣し、コミュニケーション能力の養成や異文化理解の向上に引き続き協力する。
- ② 県内高校に教職員を講師として派遣して出前講座を実施するほか、グローバル・セミナーでの英語による模擬授業など高校生を対象とした英語力向上のための各種セミナー等を実施する。
- ③ S G H に採択されている秋田南高校に対し、本学の教員派遣及び専門講座の提供などを通じて、引き続き、英語によるコミュニケーション能力の向上につながる支援を行う。
- ④ 「英語で英語を学ぶ」プログラムとして本学が開発した「イングリッシュビレッジ」を引き続き年間 12 回程度開催し、県内外の小・中・高校生の英語によるコミュニケーション能力の向上に貢献する。

☆ 数値目標

- ・留学生の小・中学校等との交流（受入れ・派遣）回数：200 回

(2) 英語担当教員の指導力向上への支援

- ① 秋田県教育委員会等からの要請に基づき、小・中・高校の英語担当教員向け授業研究会などの研修事業等に本学教員を講師として派遣し、指導力の向上等に引き続き協力する。
- ② 小・中・高校の英語担当教員の指導力向上に協力・貢献するため、秋田県教育委員会の意向も踏まえ、引き続き「ティーチャーズセミナー」を実施するとともに、米国大使館の支援・共催により引き続き英語指導法セミナーを全国規模で開催する。

2 国際化の推進

(1) 県民と留学生等との交流の推進

- ① 交流協定を締結している市町村との交流活動を中心に、本学の留学生等の派遣などを通じ、県内の様々な地域において異文化交流等の取組を支援し、国際化の促

進に向け貢献・協力する。

- ② 県内各地における伝統行事や季節に応じて開催される様々なイベント等へ留学生等を派遣することにより、地域の活性化や国際化に貢献するとともに、本学の取組に対する県民の理解促進につなげる。

(2) アジア地域等との交流拡大に向けた取組の推進

- ① 県の補助事業（地方創生推進交付金）等を活用し、海外展開を目指す県内企業を対象とした人材育成等の事業を継続するとともに、学生と県内企業経営者が協働で地域の課題解決等に取り組む場を新たに立ち上げる。
- ② 国内外の研究者や研究機関等と連携し、多様なテーマのもと調査研究活動を行うことにより、アジア地域をはじめとする様々な地域との交流や学際的連携を拡大する。
- ③ 海外との交流拡大に必要な人材の確保を支援するため、社会人を I A S R C の研究員として受け入れ、調査活動の実施等を通じて育成していく。

3 地域社会への貢献

(1) 多様な学習機会の提供

- ① 本学が開催する公開講座・公開授業、特別講演会、ワークショップ等のほか、I A S R C を中心に実施する様々なフォーラムやセミナーなどの情報も含め、できる限り効果的な情報発信を行い、多くの県民の参加が得られるよう努める。また、県生涯学習センターや県内の教育機関・自治体などからの要請に基づき、本学教職員を講師や委員として派遣することにより、本学の人的資源を効率的に活用した地域貢献を促進する。
- ② 図書館、LD I C を広く県民に開放するとともに、県内高校生に対し拡大された利用時間を提供する。
- ③ 「大学コンソーシアムあきた」からの要請に基づき、引き続き本学教員が担当するオムニバス形式による授業を提供する。また、県内国公立4大学（秋田、秋田県立、秋田公立美術及び本学）の連携協定に基づく取組についても引き続き参画し、県民の期待に沿う企画の実施等に協力する。

☆ 数値目標

- ・公開講座等開催回数：10回以上

(2) 社会人の能力開発

- ① 社会人入試（1回）を実施し、社会人を学生として受け入れる。
- ② 県内企業等からの要請等に基づき、当該企業の社員を主に I A S R C の研究員又は研修員等として受け入れ、社会人としての能力・キャリア開発等に協力する。

(3) 地域活性化への支援

- ① 人口減少社会における少子・高齢化の進行や人材不足、地域経済の停滞など、本県が直面している諸課題を見据えた調査研究や、地域の様々な観光資源等を活用した振興策の研究・提言について、I A S R C が中心となり、引き続き取り組む。

- ② 自治体等からの要請に基づき、県内観光地のモニターツアーなど地域の活性化や課題解決に向けた取組に、引き続き留学生や日本人学生等を派遣し、各自治体を支援する。

(4) 国内外への情報発信

同窓生組織とつながりを持つ学生団体「同窓会パイプ委員会」等の円滑な運営への協力を通して、同窓生と在校生との関係強化を支援する。

また、本学でのプログラムを修了し帰国した交換留学生に対して、Facebookを通じてネットワーク化を推進するとともに、本学や秋田県の情報発信する。

Ⅲ 業務運営の改善に関する目標を達成するための措置

1 組織運営の効率化及び大学運営の改善

(1) 組織運営

- ① 大学経営会議、教育研究会議をそれぞれ10回程度開催し、的確かつ迅速に大学の意思決定を行う。なお、大学経営会議委員の変更時、必要に応じて各委員の担当業務等の見直しを検討する。
- ② 大学経営会議、外部評価委員会及びトップ諮問会議の委員については、引き続き世界の高等教育に関して高い見識を持つ外国人を起用する。
- ③ ア 県内外の有識者で構成されるトップ諮問会議については、適切な時期に個別に委員を訪問して大学運営に対する助言や提言を求めることとし、機動的・効率的な運営に努める。
イ 学生生活委員会、学生寮会議、学生宿舍会議等を通じ、学生の意見を聴取するとともに、大学の意向を的確に学生に伝える。
ウ 学生会との定期的なミーティングを通じ、学生の要望の把握に努めるとともに、適宜、大学と学生との意見交換の場を設けるなど双方向のコミュニケーションを図る。
エ 保護者の会の役員会、各地で開催する地区別懇談会のほか、同窓会ホームカミング等に学長等が参加することで、保護者の意見を聴取し、大学運営へ反映させる。
オ 学部生、大学院生及び短期留学生から学生生活に関する満足度調査を実施し、その結果を大学運営に反映させる。
- ④ スーパーグローバル大学創成支援事業推進会議を定期的で開催し、同事業の適切な進行管理を行うほか、関係教職員間での意見交換・情報共有を行うことにより、同事業の着実な実施を推進する。

(2) 大学運営の改善

- ① 自己点検・評価や県地方独立行政法人評価委員会による評価結果については、役員と教職員が共通認識を持った上で適宜、検証・協議等を行い、業務内容等の改善につなげる。
- ② これまでに訪問した海外大学の情報等を基に見直しを行った教員評価制度を実施する。
- ③ 授業に対する評価、学生満足度調査その他の学生による評価、調査等を実施し、

その結果を大学運営の改善につなげる。

(3) 人事管理

- ① 常勤の教職員の募集は広く国内外からの公募を原則とし、その人員計画については、留学生を含めた学生の総数、質の高い少人数教育の実現、教育カリキュラムの改善等に柔軟に対応した教職員の配置を行う。また、職員については、課室を超えた業務分担と人員配置の検討を行うなど、総人件費の抑制に引き続き努める。
- ② 大学独自の評価制度に基づく教職員の年俸制を維持するとともに、教員については任期制及びテニユア制（※31）を維持する。
- ③ 教員について、FD活動を計画的に実施するとともに、サバティカル制度（※32）などの各種研修制度の利用促進のため、引き続き制度の周知等に努める。
- ④ 教員の資質向上のため、海外提携校等との間で教員の交流を実施する。
- ⑤ 教職員に共通する課題の克服や、求められる知識及び技能の習得に係るスタッフ・ディベロップメント（SD）（※33）の企画・実施、その他必要な取組を計画的に実施する。また、外部団体等が行う各種研修の情報収集と教職員への積極的な情報提供により、研修への参加を促進するほか、職員のジョブ・ローテーションを適宜実施する。なお、大学職員を対象とした外部団体による研修プログラムに新たに登録し、SD企画運営面の向上を図るとともに、参加意欲の醸成に努める。

2 財務内容の改善

(1) 財政基盤の強化

- ① 新学生宿舎及びこまち寮の改修等に向けて、所要の手続きを進めていくほか、整備内容や家賃の設定等について引き続き検討を進める。
- ② 外部資金の確保
 - ア 科学研究費に関する学内説明会や外部研究資金に関する情報提供を効率的に実施するほか、教職員を学外の研修会に派遣するなどして、教員による競争的資金や受託事業の獲得を支援し、研究内容の充実・拡充を図る。
 - イ 大学独自の奨学金の財源等とするため、広く企業、保護者等に働きかけ、寄附金収入の確保に引き続き努める。また、教育力強化、奨学金、キャンパス整備、キャリア形成活動費等の財源とするため、開学20周年記念事業についても、企業、保護者、卒業生、在学生等に働きかけ、寄附を募る。

(2) 経費の節減

- ① 業務内容や事務手続の点検・見直しを行うとともに、外部委託により費用対効果の向上が見込まれる業務については積極的に委託化を推進する。
- ② 機器更新の際には積極的に省エネルギー機器を導入するほか、新たな削減方法を検討する。また、教職員に対し、省エネルギー啓発を積極的に行い、光熱水費の削減に努めるほか、低コスト印刷機を優先的に使用するなど、経費削減に取り組む。

3 自己点検評価等の実施及び情報公開

(1) 自己点検評価等

- ① 本学が行う自己点検・評価と法人評価上の業務等実績報告に係る自己点検・評価

において、整合性を持って実施し、本学の教育・研究活動及び組織運営について合理的・効率的な検証を行う。

- ② 海外大学の協力を得て、学生支援について大学の運営体制の検証・見直しを行う。また、新たな教員評価制度を導入するほか、これまでに得た海外大学における様々な情報を引き続き参照し、より効果的な教員人事制度への反映・導入方法等を検討する。

(2) 情報公開

- ① 大学のウェブサイトや広報物により、大学運営に関する計画、学生の確保に関する情報、財政状況、教育研究活動、県地方独立行政法人評価委員会や認証評価機関(※34)等による各評価結果その他の大学に関する情報を適切に公開する。
- ② 本学の地域貢献活動等について、ウェブサイト、各種広報物等による情報発信及びマスメディアへの情報提供を積極的に行う。また、新たに広報動画を制作し、より効果的な情報発信を行う。

4 その他業務運営に関する事項

(1) 安全等管理体制の充実

- ① ア リスクマネジメント実施要綱に基づき、アクションプランを策定・実行し、各種リスクの点検・評価を行う。また、事務局内のリスク管理に対する意識を高めるため、改訂した危機対応マニュアルの周知を図るほか、SD及びFDの一環としてのリスクマネジメント研修を実施し、本学全体のリスク管理体制等について確認する。
イ 留学中の本学学生の安全を確保するため、提携大学及び学生との連絡を密に行うとともに、学生の危機管理意識の向上を図るため、留学前の教育・指導を強化する。また、最新の危機管理情報を学生に提供するため、外務省や危機管理会社を通じて収集した情報の周知徹底に努める。一方、職員に対しては海外危機管理に関するシミュレーション形式のリスクマネジメント研修を実施する。
- ② 産業医、看護師による健康指導を行うほか、感染症(インフルエンザ、ノロウイルス等)の蔓延を防ぐために、感染症の防止及び発生時の対応に必要な情報を周知徹底に努める。また、2019年4月から実施する学内全面禁煙化を契機に、喫煙リスクに関する注意喚起を改めて行う。

(2) 教育研究環境の整備

- ① ア 施設整備の維持管理を適切かつ効率的に行うとともに、本学長期修繕計画に基づき、老朽化した施設整備の改修・更新を計画的に行う。
イ 建物及び設備について劣化診断を行い整備箇所の把握に努めるとともに、本学施設管理計画に基づき、施設の維持管理を適切かつ効率的に行う。また、今後のキャンパス整備に必要な手続きを進めていく。
- ② ア 学内のICT関連システムの更新時期を整理し、計画的に更新を進める。
イ 図書館の図書、資料等を有効に活用するため、電子リソースを横断的に検索できるディスカバリーサービスを含む図書システムの円滑な利用を支援する。

ウ 大学事務システムを中心とした情報一元化とその情報をより活用できる環境づくりを推進するとともに、デジタルデバイスの利用の更なる推進を図る。

(3) 情報セキュリティ対策の強化

- ① サーバ室及び管理棟について、入退室ログの定期的な点検を実施する。
- ② 教職員を対象に情報セキュリティ研修を1回以上実施する。
- ③ 情報システムについて、システムによる常時監視のほか、月1回程度の定期的な総括点検を実施する。

(4) コンプライアンスの徹底

- ① SD活動、FD活動などの機会を活用して、法令等の改正内容の周知、法令遵守の徹底に努める。
- ② 新入生オリエンテーション、学生寮会議、学生宿舎会議等の学生が集まる機会を活用し、飲酒、薬物使用等に関する法令遵守の徹底やハラスメントの防止ガイドライン等の周知を図るとともに、学内外におけるマナー改善について意識付けを行う。

IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1,039
自己収入	1,112
授業料等収入	784
その他収入	328
受託研究等収入	21
文部科学省等補助金収入	64
施設費補助金収入	0
積立金繰入	0
計	2,236
支出	
教育研究経費	460
人件費	1,315
一般管理費	426
受託研究等経費	21
資産整備費	14
計	2,236

2 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	2,272
教育研究経費	460
受託研究等経費	21
人件費	1,315
一般管理費	426
減価償却費	50
収益の部	2,272
運営費交付金収益	1,025
授業料等収益	784
受託研究等収益	21
補助金等収益	64
寄附金収益	20
資産見返負債戻入	50
雑益	308
純利益	0
積立金取崩額	0
総利益	0

3 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	2,236
業務活動による支出	2,222
投資活動による支出	14
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	2,236
業務活動による収入	2,236
運営費交付金収入	1,039
授業料等収入	784
受託研究等収入	21
寄附金収入	20
補助金等収入	64
積立金繰入	0
その他収入	308
投資活動による収入	0
施設費補助金収入	0
積立金繰入	0
財務活動による収入	0
長期借入れによる収入	0

V 短期借入金の限度額

運営費交付金等の受け入れの遅延等に対応するため、短期借入金の限度額を1億円とする。

VI 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

VII 剰余金の使途

剰余金については、「剰余金の使途の取扱いに関する覚書」に基づき使途計画を策定し、教育研究の質の向上、組織運営及び施設整備の改善を図るための経費に充てる。

VIII 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

積立金については、使途計画を策定し、教育研究の推進及び学生生活の充実を図るための施設、設備、備品等の整備に関する経費に充てる。

【語句の説明】

※	語句	説明
1	スーパーグローバル大学 創成支援事業	世界レベルの教育研究を行うトップ大学や、先導的試行に挑戦し我が国の大学の国際化を牽引する大学など、徹底した国際化と大学改革を断行する大学を重点支援することにより、我が国の高等教育の国際競争力を強化することを目的とした文部科学省の事業。本学を含め、全国で37大学が採択されている。 【本学における取組】 構想名：日本発ワールドクラスリベラルアーツカレッジ構想 1. 24時間リベラルアーツ教育の推進 2. 世界標準カリキュラムの充実 3. 日本の英語教育を改革 4. 国際ベンチマーキング（類似した取組を実施している大学と相互比較を行うことで、強みと弱みを検証し、大学運営の改善につなげるもの）の実施
2	CLA+	CLA+は、Collegiate Learning Assessmentの略。大学における学修達成度を測定するための標準テストの一つ。入学時と卒業時にテストを実施し、問題解決能力、批判的読解力、文章作成能力の変化により学修達成度を測定するもので、米国を中心に実施されているため海外の大学生と学修達成度の比較ができる。また、その結果は、大学の学修・教育内容の改善にも活用される。
3	教学調査	学生が初年次から卒業・修了時までの段階的なカリキュラムにおいて獲得した学修成果、アクティブ・ラーニングや授業内外の自主学修の実態、さらにアカデミック・アドバイジング・システム（学生のアカデミックな関心を刺激するとともに、各種ハードルを乗り越える支援として、学生一人ひとりに専任教員を割り当て、学業に関する様々な問題に対して、相談し、アドバイスを受けられる制度。）の有用性など、本学が掲げる教育目標やディプロマ・ポリシーの達成度を多角的な視点で確認することを目的に実施する調査。2016年度後期から国際教養学部、専門職大学院ともに春又は夏に卒業・修了を控えた学生・大学院生を対象として実施している。
4	理系の汎用的な学術基礎教育	数学の基礎や理系科目の基礎、モノ作り入門など、自然科学分野の専門的な内容を理解するために必要な基礎的な知識を身に付けるための教育。
5	反転授業	従来の授業と宿題の役割を「反転」させた教育方法のこと。授業時間外にデジタル教材等により知識の修得を済ませた上で、授業時間は、既に修得した知識について教員に質問したりディスカッションを行ったりする。
6	ICT	ICTは、Information & Communications Technologyの略。情報や通信に関連する科学技術の総称。

7	課題解決型学習（PBL）	PBLは、Project-Based Learningの略。実社会に存在する具体的な課題の解決に向かって主体的に学習を進めることで、課題解決能力やプレゼンテーション能力、論理的思考能力などの実践的な能力を身に付けることを目指す教育手法。本学では平成24年度からPBL科目を開講している。
8	パートナーズプログラム	スーパーグローバル大学創成支援事業の取組の一つ。本学教員と海外トップレベル提携大学の教員が日本研究プログラム等を共同開発し、その上で、それらの提携大学で日本研究を専攻している学生を本学がグループとして受け入れる2～6週間のプログラム。
9	リカレント教育	「リカレント」は循環や回帰という意味。青少年期という人生の初期に集中していた教育を、個人の全生涯にわたって、労働、余暇などの他の諸活動と交互に行う形で分散させるものであり、いわゆる正規の教育制度とあらゆる種類の成人教育施策を統合する教育システムの確立を目指す理念。
10	専門職大学院認証評価	専門職大学院を置く大学が、その教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、認証評価機関（31参照）から受ける評価。学校教育法第109条第3項に基づき5年以内ごとに受審することとされており、本学専門職大学院は平成29年度に受審した。
11	スーパーグローバルハイスクール（SGH）	SGHは、Super Global High Schoolの略。高等学校等におけるグローバル・リーダー育成に資する教育を通して、生徒の社会課題に対する関心と深い教養、コミュニケーション能力、問題解決力等の国際的素養を身に付け、将来、国際的に活躍できるグローバル・リーダーの育成を図ることを目的とした文部科学省の事業。秋田県では、平成27年度に秋田南高等学校が指定を受けている。
12	大学コンソーシアムあきた	「大学コンソーシアム」は、高等教育機関が連携・交流することにより、それぞれの教育・研究機能の強化を図り、その成果を地域社会に還元し、地域の発展に貢献することを目的とした組織。本学が加盟している「大学コンソーシアムあきた」には現在、14の高等教育機関が加盟している。
13	グローバル・セミナー	本学の教職員が世界の諸問題に関する講義を提供する秋田県内の高校2・3年生向けのセミナー。参加者は、多様な文化や言語、歴史や社会、国際関係など幅広い知識を得ると同時に、留学生を含む学生との交流や学内の図書館や宿泊施設の利用により、本学のキャンパスライフを体験することができる。
14	アドミッション・オフィサー	優秀な県内出身学生を確保するため、本学の「求める学生像」に合致し、かつ大学の理念や教育を含む本学の特徴を深く理解、共鳴する県内高校生を対象に、本学への入学を勧奨する活動を行なう入試担当者。なお、対象となった学生は、既存の特別選抜試験又は一般選抜試験を受験し、本学への入学を目指す。

15	科目等履修生	特定の授業科目を履修する者。履修期間は1年以内。
16	聴講生	特定の授業科目を聴講する者。聴講期間は1年以内。単位は修得できない。
17	NAFSA	NAFSAの正式名称は、NAFSA: Association of International Educators。国際教育交流を推進する目的で、米国を拠点に1984年に設立された非営利団体。世界150ヶ国、3,500以上の教育機関や団体、政府機関、民間企業などに所属する約10,000人の教員や職員、専門家などにより構成されている。毎年5月末には、年次大会が開催され、会議、研修、展示のほかネットワーキングのためのさまざまなイベントが催される。
18	サマープログラム	6月中旬から7月下旬まで学内で行われる主に提携大学の学生を対象とした日本語・日本文化集中プログラム。定員40名。クラスは初級3レベル(3クラス)からなる。参加者は、学内の寮に居住、平日は日本語や日本文化に関する授業を履修し、週末は秋田県内の観光、文化施設を視察する。修了者は6単位を得る。
19	長期履修制度	本学専門職大学院では、受講者の多様性とリカレント教育の必要性に鑑み、柔軟な学修計画の設定を可能とするため、標準型(2年)に加えて長期履修型(2年を超えて4年以内)の学修期間を設定している。
20	言語異文化学修センター(LDIC)	LDICは、Language Development and Intercultural Studies Centerの略。本学図書館棟内に設置されている施設。学生が専門教員のアドバイスを受けながら、パソコン、DVDなどを活用し、個々の能力に応じた学修計画によって自主的に語学を学ぶことができる。
21	学修達成センター(AAC)	AACは、Academic Achievement Centerの略。本学図書館棟内に設置されている施設。学生が学業に際して、困難を抱えた場合や、より高いレベルの目標を目指す場合に、訓練を受けた大学院生や学部生がニーズに応じて指導を行うなど、個別に学生を支援する。
22	ティーチングアシスタント(TA)	TAは、Teaching Assistantの略。優秀な大学院学生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対するチュータリング(助言)や実験、演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院学生にトレーニングの機会提供を図るとともに、これに対する手当ての支給により、大学院学生の処遇改善の一助とすることを目的とした制度。
23	ピアチューター(PT)	「ピア」とは同僚・友人・仲間、「チューター」とは家庭教師・個人指導教師・講師という意味。研修又はチューターリング科目を修了した学生がチューターとなり、英語基礎、数学、日本語科目(留学生対象)などの科目について個別学修指導を行う。
24	アカデミック・キャリア支援センター(ACSC)	ACSCは、Academic Career Support Centerの略。本学図書館棟内に設置されている施設。大学院進学を検討、予定している学部学生に対し、進学相談、ワークショップ、特別講演などを通じて、分野・地域横断的な支援を行い、国内外の人文・社会科学系を中心とした大学院及び専門職大学院への進学をサポートする。

25	テーマ別ハウス群	学生の約9割がキャンパス内に居住している本学の特性を活かし、日本文化や日本語、フィットネス（健康科学）など、テーマ毎の宿舎において学生たちが主体的に学習する取組。
26	キャリアデザイン	学生に自らの人生設計、目標設定、就職活動の心構え、働くことの意義、国内外の雇用情勢などについて理解させることを目的とした科目であり、全学生に必修としている。
27	EAP	EAPは、English for Academic Purposesの略。英語で行われる講義を聴き理解するとともに、英語で自らの考えを述べ、論文をまとめるなど「英語で学ぶ」ための英語力を養成する本学独自の英語集中プログラム。
28	インターンシップ	学生が在学中に企業、官公庁、NGO等での実務経験を通して社会や自己の現状を認識し、将来のキャリア形成や職業選択に役立つ制度。単位認定に必要な時間数は、原則80時間以上で、選択科目として単位認定している。
29	アジア地域研究連携機構（IASRC）	IASRCは、Institute for Asian Studies and Regional Collaborationの略。秋田を含むアジア地域に関する調査研究を行い、秋田の直面する課題や解決策をグローバルな視点で分析し、研究成果を秋田に還元することを目的とした学内組織。
30	ファカルティ・ディベロップメント（FD）	FDは、Faculty Developmentの略。大学教員（Faculty Member）が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称。取組は極めて広範にわたるが、具体的な例としては、教員相互の授業視察、授業方法についての研究会、新任教員のための研修会など。
31	テニユア制	契約継続期限年齢又は定年を有する長期の雇用契約制度をいう。
32	サバティカル制度	本学の専任教員の教育研究等の能力の向上を目的として、研究を除く教育、学務、国際・地域社会貢献に関する職務を免除し、自らの調査研究に専念させる制度。テニユア契約の教員で、専任教員として7年以上本学に勤務していることが申請要件となる。
33	スタッフ・ディベロップメント（SD）	SDは、Staff Developmentの略。職員（役員、教員、事務職員及び専門職員）を対象とした管理運営や教育・研究支援までを含めた資質及び能力向上のための組織的な取組。
34	認証評価機関	学校教育法第110条第2項の規定により文部科学大臣が認証した機関であり、国公立の全ての大学、短期大学、高等専門学校は、その総合的な状況や専門職大学院について、定期的にこの認証評価機関による評価を受けることになっている。認証評価機関には、公益財団法人大学基準協会、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構などがある。本学は平成27年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を受審した。